

総務部関係

平成16年度は、本会運営の万全を期するため、総会等の各種会議を開催し、施行者の意見を集約して事業計画に基づく諸事業の推進に努めた。

さらに、関連する諸問題解決のため関係団体との諸会議を開催したほか、全国公営競技施行者連絡協議会の事務局として、公営競技事業運営の円滑化を図った。

1. 会員（施行者）の現況

平成16年3月31日現在の会員数は、61団体（地方自治体数 87）で、このうち、同日が指定期限となる競輪施行者に対し、同年4月1日から効力が生じるものとして、総務省告示第296号（16.3.31付）で12市が指定され、官報（号外）第68号（16.3.31付）で告示された。

施行者	府県	市	町	村	組合	計
施行を単位とした数	7	47		1	6	61
（一部事務組合市町村別内訳）	2	30				32
府県・指定市町村数	9	77		1		87

（平成16年4月1日現在）

2. 役員

平成16年度は、首長等の退任に伴う後任者の選任及び任期満了に伴う改選が行われ、平成16年6月30日開催の第1回通常総会及び平成17年3月1日開催の第2回通常総会において、次のとおり選任された。

第1回通常総会

(敬称略)

- | | | |
|-------|------|---------------------|
| (理事) | 四家啓助 | (新任、いわき市長：北海道・東北地区) |
| (理事) | 小川敏 | (新任、大垣市長：東海地区) |
| (理事) | 増田昌三 | (新任、高松市長：四国地区) |
| (監事) | 森雅志 | (新任、富山市長：東海地区) |
| (監事) | 木村良樹 | (新任、和歌山県知事：近畿地区) |
| (評議員) | 井上博司 | (新任、函館市長：北海道・東北地区) |
| (評議員) | 早川勝 | (新任、豊橋市長：東海地区) |
| (評議員) | 下村猛 | (新任、松阪市長：東海地区) |
| (評議員) | 柿本善也 | (新任、奈良県知事：近畿地区) |
| (評議員) | 中村時広 | (新任、松山市長：四国地区) |
| (評議員) | 西川善政 | (新任、小松島市長：四国地区) |

第2回通常総会

(敬称略)

- | | | |
|-------|------|-----------------|
| (理事) | 上田清司 | (新任、埼玉県知事：関東地区) |
| (理事) | 阿部孝夫 | (新任、川崎市長：関東地区) |
| (評議員) | 佐藤栄一 | (新任、宇都宮市長：関東地区) |
| (評議員) | 大藏律子 | (新任、平塚市長：関東地区) |
| (評議員) | 稲田米昭 | (新任、小松島市長：四国地区) |
| (理事) | 中村一巖 | (新任、本会理事) |

3. 事務局執務体制

本会の事務局は、3部1室をもって組織し、職員の適正配置を図り、事業運営の円滑化に努めた。職員の配置状況は下表のとおりである。

事務局職員配置・異動状況表

区 分 概 要	事務局長	総務部	企画 広報部	業務部	保安室	合 計
	平成16年 4月1日 現 在	1	1 1 内、出向 4	1 1	1 0	3
退職者	1			1	2	4
平成17年 3月31日 現 在 (退職者除く)		1 1 内、出向 4	1 1	9	1	3 2 内、出向 4

(注) 1. 本会からの出向先。

- ・専用場外車券売場対策協議会(日自振内) 1名
- ・(株)車両スポーツ映像 1名
- ・サイクルテレホン事務センター 1名
- ・財車両情報センター 1名

4. 諸会議の開催

16年度の事業計画推進に伴う、本会運営上の問題解決のため、総会(2回)、理事会(7回)、評議員会(3回)、地区協議会会長会議(2回)、各種委員会等を開催した。

対外的には関係諸団体の各種の会議に出席し、施行者の意思の反映に努め競輪事業のよりよき発展を図った。

5 . 研修の実施

本会では、平成16年7月14日・15日の両日、本年度新たに競輪事業を担当することになった施行者職員を対象とする「施行者新任職員セミナー」を都内・ニューオータニイン東京で開催した。

全国から33施行者72名の参加を得、本会の職員から行政における競輪の役割、競輪の概要・本会の役割、各部の事業概要について説明を行った。

6 . 競輪活性化対策

競輪界では、平成13年12月の産業構造審議会車両競技分科会競輪小委員会で取りまとめられた報告書の提言を受け、顧客第一主義、競輪事業の経営基盤安定の二本柱を実現させるため、既存の推進体制を見直し、平成14年4月、新たに『競輪政策決定会議』を発足させた。平成16年度についても、引き続き、競輪界の活性化を図るため、更なる見直し・検討を行った。

平成16年度は、競輪政策決定会議が4回開催された。

企画広報部関係

売上・収益の減少が続く競輪界の現状打破に向け、競輪政策決定会議において様々な諸施策を検討、売上・収益向上のための施策に取り組んだ。

その一環として、F 競輪の活性化を目的とするツイントーナメント競輪を10競輪場の協力を得て、試行実施した。更に、記念競輪において有力選手の欠場が相次いだことからその防止策の検討を行った他、日自振交付金の見直し及び公営企業金融公庫納付金にかかる陳情、自転車競技会との委託契約交渉、競輪運営にかかる諸制度の検討、競輪の国際化を目的とした国際競輪及び日韓交流レース・日韓競輪発展セミナーの実施、アテネオリンピックでのチームスプリント銀メダル獲得を契機とした広報、宣伝等、様々な施策に取り組んだ。

大多数施行者のF 競輪開催収支が大幅赤字となっている状況を受け、F 競輪開催節数削減の検討を行うとともに関係団体に対して、その検討の要請を行った。

自転車競技会委託契約については、法改正により施行者と当該地区自転車競技会との相対交渉により委託経費を定めることになり、これまでと同様、精力的に自転車競技会と交渉を行ったが、新たな解決策を見出せないまま、前年度と同様の旧法別表により措置することになった。

平成18年3月で納付期限が終わる公営企業金融公庫納付金について、総務省から更なる延長要請があり、同制度廃止の要望活動を展開し、これまでの延長期間10年を5年間の延長とした。

日本自転車振興会1・2号交付金の改正に向けて、全国競輪主催地議会議長会、全国競輪都市協議会、小規模競輪場施行者連絡協議会および府県施行者会議が陳情活動を展開、経済産業大臣等に陳情を行った。

選手賞金については、選手会との交渉で、年末年始手当・ナイター手当の削減を行ったほか、選手賞金にかかる消費税の取扱いをすべて内税扱いにした。また、宿泊費の取扱いを従前の選手賞金扱いから施行者の開催経費扱いとした。

日韓競輪発展セミナーは、日韓交互に実施することになっており、2004年は韓国ソウル市で3回目を開催した。セミナーは、関係団体の協力も得て、成功裡に終わった。

これらの諸問題、施策については、競輪運営研究委員会、選手制度検討委員会等を中心に対応等協議し、対処した。

調査業務では、競技法の一部改正により、施行者開催収支報告の様式が大幅に見直されたことを受け、競輪ネットワークを構築して同報告を行うこととした。そのほか、交付金関係基礎資料、売上げ、入場者数、収益金等の各種統計資料の調査及び各種関係資料の収集を行い、情報提供を行った。

広報活動としては、自転車競技では、夏のアテネオリンピックでチームスプリント銀メダルを獲得したことを受け、来場促進、新規ファン開拓のため、山の手線の公営競技初の

車体広告を実施するなど、競輪のスポーツ性、ダイナミック性を広くPRし、新規ファン開拓に努めた。

特別競輪等のビックレースでは、効果的な広報、宣伝活動を実施するとともにテレビ、ラジオでの実況中継により車券発売の促進、競輪のアピールを行った。

併せて、マスコミ関係に対しては、機会ある毎に情報提供を行い、競輪に関する諸施策や制度の変更について、理解と協力を求めた。

そのほか、新規ファンの獲得、売上増進を目的とした、初心者教室やモデル宣伝事業に対して助成し、同事業を積極的に推進した。

これら広報活動事業については、広報委員会において対応を協議、広報展開を行った。

業 務 部 関 係

平成 16 年度についても、種々の問題を解決するため、新たに組織化した開催等日程調整委員会のほか、情報システム等整備委員会、労務対策委員会等を中心に検討し、関係機関等との調整を行った。

開催日程の調整については、G 以上の場間場外設置等の関係や開催限度節数の問題等に関連して困難を極めているが、本年度立ち上げた開催等日程調整委員会を中心に協議し、経済産業局の指導の基、施行者並びに関係団体と調整を行った。

車両情報システムについては、競輪政策決定会議で平成 16 年 3 月に決定された再構築案に基づき入札を実施し、第一段階である 17 年度の下半期に向けての運用の準備に入った。また、このシステムに関する施行者の要望を取りまとめるための作業部会を設置し、種々検討を行った。

電話投票発売開始時間の繰上げに関しては、平成 15 年以降の懸案であったが、システムの改修をしないで運用上の対応で出来ることから、施行者の協力を得て、平成 17 年 4 月 1 日から 1 時間繰り上げて、午前 9 時から発売することになった。

また、個人情報保護法が平成 17 年 4 月 1 日から施行されることにより、サイクルテレホン事務センターにおける個人情報保護に関しては、電話投票加入者情報の取扱規定を整備して対応を図った。なお、競輪ポイントカードについては、基本方針及びその対応について、今後検討することとなっている。

競輪の売上が減少し、収益が悪化するなか、平成 16 年度においても、賃金、一時金をはじめとするあらゆる面での競輪臨時従事員の労務問題について、労務対策委員会を中心に対応を協議するとともに、施行者、関係省庁及び同種競技団体との連携を図り、事業の実施に努めた。

保安室関係

全国の競輪場では「暴力団、ノミ屋、コーチ屋等のいない、クリーンな場内」を目指し

16年度はより効率的な暴追対策と自衛警備力の強化等を重点として取り組んだ。

1 排除（入場禁止・退場命令）人員

総人員1,939人（うち暴力団員1,207人）、前年比で1人増加した。

2 自衛警備力の強化対策

警備対策委員会

5月7日、11月30日の2回開催し、平成15年度事業報告、および平成16年度の追放対策を審議、検討した。

新任自衛警備担当者研修会

新任警備担当者38名に対し、5月31日大阪、6月16日東京の各会場で実施した。

自衛警備体制（平成15年度）の実態調査

「各競輪場における自衛警備力の現況等」及び「各競輪場における暴力団・ノミ屋等追放対策の実態」について調査を行い、検討資料とした。

3 追放対策の推進

追放対策中央推進会議・連絡会

平成16年5月18日 全輪協会議室に経済産業省及び警察庁担当官の出席を得て開催、平成15年度事業報告および平成16年度の追放対策を審議した。

追放対策地区推進会議

全国4地区（関東、東海、中国、九州）で開催し、競輪場等の暴力団・ノミ屋等追放対策推進計画の調整、情報交換、排除対策等を検討した。

暴追合同情報交換会議

全国5地区（関東、東海、近畿、中国・四国、九州）で、モーターボート、小型自動車競走施行者協議会と共催して実施した。

広報活動

平成12年4月から、スピードチャンネルで『ノミ行為等の防止』を呼びかけるコマーシャルの放映を開始。さらに平成15年12月、コピーを全場に配付、各場で製作する番組に挿入、放映中。

4 他の公営競技施行者と共同しての暴追対策

公営競技暴追対策中央会議

平成16年11月9日開催し、公営競技関係各省、警察庁、公営競技施行者各協議会の暴追担当幹部が出席し、「場内から暴力団追放」を決議した。

暴追ブロック情報交換会議

全国5地区（東北、関東、近畿、中国、九州）で実施した。

広報活動

全国公営競技施行者連絡協議会のポスター「ノミ行為ゼッタイ禁止」を配付した。

暴追東京都推進会議

平成16年11月12日及び平成17年3月24日、大井競馬場で開催された。